

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

(1) 業務名

「なら四季彩の庭」見える化事業業務

(2) 業務の目的

平成26年3月に策定した『奈良県植栽計画（「なら四季彩の庭」づくり）』（以下「植栽計画」という。）について、県・市町村・地元団体・企業等、様々な主体が進捗状況を認識し、先進事例などの情報を共有するとともに、同じアングルで撮影した写真の経年変化をたどる等の方法で、成果が見える化するホームページを作成する。また、一般の県民の方々が、改めて奈良の美しい景観の魅力を発見し、景観づくりへの機運醸成を図るため、県、市町村の整備事業の成果や地元団体の活動内容を、周辺の写真や見所とともに発信する。

(3) 業務の内容

- ① 計画・準備
- ② ホームページの企画・立案・制作
- ③ コンテンツの企画・立案・制作
- ④ コンテンツの素材調達（取材、写真撮影含む）
- ⑤ 操作マニュアルの作成及び操作研修の実施
- ⑥ 打合せ協議

(4) 業務の仕様等

4の(2)により配布する『「なら四季彩の庭」見える化事業業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

(5) 委託料上限額

3,693,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

2 応募資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 参加表明書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (8) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「Q2（電算業務）」に登録している者であること、又は「A1（印刷類）」かつ「Q5（広告・イベント業務）」に登録している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、企画提案書の提出時まで登録を終えていることを条件とする。
- (9) 過去5年間（平成24年4月1日から平成29年3月31日までに完了した業務）に、この委託契約内容と同等と県が認めるWEBサイトの作成業務の元請実績を有すること。
- (10) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他

の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (11) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県くらし創造部景観・環境局 景観・自然環境課 植栽・採石係
電話番号 0742-27-8749
ファクシミリ 0742-22-8276
電子メールアドレス keishi@office.pref.nara.lg.jp
- (2) 仕様書及び『「なら四季彩の庭」見える化事業業務委託事業者募集要項』(以下「募集要項」という。)の配布
平成29年4月7日(金)から平成29年5月9日(火)午後5時までの間に、(1)の担当部局または、インターネットの「奈良県景観・自然環境課ホームページ」にて配布する。
- (3) 参加表明書、企画提案書等の提出
(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者との契約

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

- (1) 企画提案への参加に係る経費
本業務の企画提案への参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の返却
提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の詳細は、4の(2)により配布する仕様書及び募集要項による。